

【第 25 回検定 3 級実技試験】

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2016年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

- 1 ベンチャーの医薬品メーカー X 社の研究者である甲が発明した医薬品 A について、X 社が特許出願 P を行い出願審査請求したところ、審査官から拒絶理由が通知された。この場合において、甲はどのような対応をすべきかを X 社の知的財産の担当者乙に聞いたところ、発言 1 のような回答があった。

発言 1 「拒絶理由が通知された場合に、その通知の際に指定された期間内に出願内容の補正をする場合は補正書の提出が必要ですが、必ずしも補正書とともに意見書を提出する必要はありません。」

甲は、拒絶理由の通知に対する補正の内容を検討している。補正できる事項に関して乙に聞いたところ、発言 2 のような回答があった。

発言 2 「拒絶理由の通知に対して補正をする場合に限り、一定の範囲内であれば出願当初の明細書等に記載されていない新しい発明を追加することが可能です。」

その後、さらに拒絶査定の際の謄本が送達されてきたため、甲は、再度乙に聞いたところ、発言 3 のような回答があった。

発言 3 「拒絶査定は、審査の最終処分ですが、それに対して不服がある場合は、特許庁に対して拒絶査定不服審判を請求できます。」

以上を前提として、問 1～問 6 に答えなさい。

問 1

発言 1 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 2

問 1 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群 I】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第 25 回検定 3 級実技試験】

【理由群Ⅰ】

- ア 意見書は必ず提出しなければならないというわけではない。
- イ 拒絶理由が通知された際の補正には必ず意見書の提出が必要である。
- ウ 拒絶理由が通知された際の補正は意見書においてすることができるので、補正書の提出は不要である。

問 3

発言 2 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 4

問 3 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅱ】

- ア 最初の拒絶理由の通知に対して補正をする場合に限り、補正について特段の制限はなく自由に補正することができる。
- イ 最初の拒絶理由の通知に対して補正をする場合に限り、一定の範囲内であれば新規事項について追加する補正をすることができる。
- ウ 新規事項を追加する補正をすることはできない。

問 5

発言 3 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 6

問 5 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア 拒絶査定に対して不服がある場合は、東京地方裁判所に対して不服申立訴訟を提起することができる。
- イ 拒絶査定に対して不服がある場合は、東京高等裁判所に対して不服申立訴訟を提起することができる。
- ウ 拒絶査定に対して不服がある場合は、特許庁に対して拒絶査定不服審判を請求することができる。

【第 25 回検定 3 級実技試験】

2 甲はコンテンツ A～C の利用方法について発言 1～3 をしている。

発言 1 「コンテンツ A は、私が勤務する会社が今月発売した家電製品について、出版社 X 社が発行する雑誌に掲載された記事です。宣伝になるよう、この記事を縮小でコピーして、家電売り場でこの家電製品の隣に掲示し、家電製品を販売したいと思っています。この場合、この記事はわが社に関するものなので、X 社の許諾なくこの記事をコピーすることができます。」

発言 2 「コンテンツ B は、詩人乙が創作した詩です。大好きな詩なので、私が参加する子供を対象としたボランティアサークルの無料の集まりで、この詩を朗読したいと思っています。この場合、乙の許諾を得る必要はありません。」

発言 3 「コンテンツ C は、私が取材した会社の社長を撮影した写真なのですが、有名な画家丙が描いた風景画の一部が小さく写り込んでいました。私が勤務する会社が発行する雑誌に、この写真を掲載したいのですが、この場合、画家丙の許諾を得る必要があります。」

以上を前提として、問 7～問 12 に答えなさい。

問 7

発言 1 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 8

問 7 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問 9

発言 2 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 10

問 9 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問 11

発言 3 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 12

問 11 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第 25 回検定 3 級実技試験】

【理由群Ⅳ】

- ア 著作物の定義にあてはまらないため
- イ 著作権が制限される場合にあたるため
- ウ 著作権を侵害する場合にあたるため

【第 25 回検定 3 級実技試験】

3 問 1 3～問 2 6 に答えなさい。

問 1 3

ア～ウを比較して、意匠登録出願に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 一組のディナーセットについて意匠登録出願をした場合、ディナーセットに係る構成物品の形状等に全体として統一があっても、複数の物品を含むことを理由として意匠登録を受けることができない。
- イ ハンドバッグと一体不可分の関係にある取っ手の部分は、独立して取引の対象とはならないが、意匠登録を受けることができる。
- ウ 折りたたみ式イスの形状が、当該折りたたみ式イスの有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその折りたたみ式イスの形状について意匠登録を受けることができる。

問 1 4

家電メーカー X 社は、商標 A について「冷蔵庫」を指定商品として商標登録出願をし、登録査定を受けた。ア～ウを比較して、この商標 A について、X 社の知的財産部の部員甲が営業部の部員乙にする説明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 商標 A に係る商標権について通常使用権が Y 社に許諾され、Y 社が商標 A を使用している場合であっても、Y 社は存続期間の更新登録の申請をすることはできない。
- イ 商標 A に係る商標権は、登録料を納付することにより発生し、存続期間は、商標登録出願の出願日から 10 年である。
- ウ 商標 A について、登録料は分割して納付することが可能であり、分割納付を選択した場合の後期分の登録料は設定登録日から 7 年経過後であっても納付することができる場合がある。

問 1 5

ア～ウを比較して、著作物の利用に関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 他人の曲をイメージして小説を書くことは、その曲の複製権の侵害となる。
- イ 甲の友人乙が撮影した画像を、甲が友人丙へ電子メールに添付して送信することは、その画像の公衆送信権の侵害とならない。
- ウ 作家が書いた小説の誤字を編集者が訂正することは、翻案権の侵害となる。

【第 25 回検定 3 級実技試験】

問 16

ア～ウを比較して、特許を受けることができる発明として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 病院でのみ用いられる人間の癌の診断装置
- イ 急カーブを安全に曲がるための自転車の運転方法
- ウ 文書作成用のコンピュータプログラム

問 17

画家甲は絵画Aを創作した。甲は、絵画Aに係る著作権を乙に譲渡するにあたり、契約について検討している。ア～ウを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア すべての支分権のうち、翻案権について譲渡しないようにすることができる。
- イ 著作権と著作者人格権は同時に譲渡しなければならない。
- ウ 乙が契約金を支払わない場合、甲は直ちに契約を解除することができる。

問 18

英国の食品メーカーX社は、日本に法人を設立し、自社商品であるチョコレートに「プチ☆ポム」という名称を付して日本での販売を開始した。一方、日本の食品メーカーY社は、指定商品を洋菓子として、登録商標「プチ☆ポム」に係る商標権Mを有している。ア～ウを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X社とY社との交渉の結果、Y社はX社に、商標権Mの全範囲について、専用使用権の設定をしたが、専用使用権の設定登録がされていない場合でも、X社には商標権Mに係る専用使用権の効力が生じる。
- イ X社はY社の登録商標と偶然同じ標章を使用していたものであり、何らY社のビジネスを阻害する意図はなかった。したがって、Y社は、X社が「プチ☆ポム」が付されたチョコレートを日本で販売することを認めなければならず、X社からの申出があれば、Y社はライセンス交渉等に応じる必要がある。
- ウ Y社が日本国内で3年間継続して登録商標「プチ☆ポム」を使用していない場合、X社は当該商標登録の取消しを求めることができる可能性がある。

【第 25 回検定 3 級実技試験】

問 19

食品メーカー X 社は、発明 A について平成 28 年 2 月に特許出願 P をした。X 社は、発明 A に係る商品が輸出される可能性が出てきたことから、特許出願 P に基づいて、パリ条約による優先権を主張した国際出願 Q を平成 28 年 10 月にした。ア～ウを比較して、各指定国への国内移行手続が行える期限として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 平成 30 年 8 月
- イ 平成 30 年 10 月
- ウ 平成 31 年 4 月

問 20

ア～ウを比較して、意匠登録出願に係る意匠に関して、創作容易な意匠であるとして拒絶理由が通知される可能性の低いものとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 公然知られたデザインの万年筆に、公然知られた模様を付した、寄せ集めの意匠
- イ 公然知られた冷蔵庫の取っ手の部分を、意匠登録出願前に公然知られていないドアノブに置換した意匠
- ウ ありふれた飛行機の形状を、そのまま、おもちゃの飛行機に転用するような、商慣行上行われている転用による意匠

問 21

作曲が趣味である甲と乙は、2009 年 12 月 1 日に共同で楽曲 A の著作物を創作し、2010 年 10 月 10 日に路上でライブ演奏した。その後、レコード会社 X 社から 2011 年 2 月 20 日に楽曲 A が収録されたレコードが発売された。ア～ウを比較して、当該レコードの著作隣接権の存続期間が満了する時として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 2061 年 12 月 31 日
- イ 2060 年 12 月 31 日
- ウ 2059 年 12 月 31 日

【第 25 回検定 3 級実技試験】

問 2 2

X社は、イチゴの新品種Aの育成に成功したことから、品種登録を受けることを検討している。ア～ウを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「品種Aについて品種登録を受けるためには、出願前に外国で公知の他のイチゴの品種と、明確に区別できることが必要です。」
- イ 「品種Aについて品種登録を受けるためには、同一の繁殖の段階にあるものの多くが特性の全部において十分に類似している必要があります。」
- ウ 「繁殖が繰り返されることによって品種の同一性が維持されない場合でも、同一世代で特性が均一であれば品種Aについて品種登録を受けることができます。」

問 2 3

アパレルメーカーX社は、新規な模様が描かれたTシャツAについて意匠登録出願を検討している。ア～ウを比較して、X社の知的財産部の部員甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア TシャツAについて意匠登録出願をした場合、出願後、審査遅延制度の手続によって審査官の審査を遅らせることができる。
- イ TシャツAについて意匠登録出願をした場合、出願後、当該意匠登録出願を商標登録出願へ出願変更することはできない。
- ウ TシャツAについて意匠登録出願をした場合、出願後、秘密意匠の請求をすることができる場合はない。

問 2 4

ア～ウを比較して、商標登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 商標登録出願に係る商標を「ブラックチョコレート」とし、指定商品を「せんべい」として、商標登録出願をした場合であっても、商標登録を受けることができる。
- イ 社団法人が「特許権に関する手続の代理」を指定役務として、商標登録出願をした場合には、商標登録を受けることができない。
- ウ 商標登録出願に係る商標を「平成」とし、指定商品を「化粧品」として、商標登録出願をした場合であっても、商標登録を受けることができる。

【第 25 回検定 3 級実技試験】

問 2 5

自転車メーカー X 社は、ハンドルに関する発明 A について平成 28 年 3 月に日本において特許出願 P を行い、現在、発明 A に係る自転車を製造販売している。ところが、中国において平成 28 年 9 月ごろから早くもその自転車の模造品が出回っている事実がわかった。ア～ウを比較して、X 社の対応に関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 特許出願 P に基づいて、パリ条約による優先権を主張して、できるだけ早く中国に特許出願し、早期に権利化を図るべきである。
- イ 特許出願 P に基づいて、パリ条約による優先権を主張して、指定国に中国を含んだ国際出願をして国際調査報告の結果を待つべきである。国際調査報告を得てから権利化できるか否かを判断して、権利化の可能性があれば所定の期間内に中国での手続を進めればよいからである。
- ウ 特許出願 P について、迅速な権利化を目指すべきである。わが国で特許されれば、その特許によって中国において模造品に対して権利行使できるからである。

問 2 6

電機メーカー X 社は、競合他社である Y 社が製品 A を製造販売する行為が、自社の特許権を侵害していると考えている。ア～ウを比較して、X 社がとり得る措置に関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X 社は Y 社に対して、Y 社が製品 A の製造販売により得た利益額を超える不当利得返還請求をすることはできない。
- イ X 社が製品 A の製造販売の差止請求訴訟を提起する場合には、事前に Y 社に対し X 社が警告書を送らなくてはならない。
- ウ X 社は Y 社に対して、実施料相当額を損害賠償請求することはできない。

【第 25 回検定 3 級実技試験】

4 問 27 に答えなさい。

問 27

情報通信企業の X 社は、平成 24 年 2 月に情報通信技術に関連する発明について特許出願 A をした。特許出願 A は平成 25 年 8 月に出願公開がされたところ、出願公開公報を見た Y 社からライセンスの申入があった。そこで、X 社は特許出願 A について、平成 26 年 1 月に特許審査請求をしたところ、平成 27 年 1 月に特許査定がなされ、平成 28 年 1 月に設定登録がされた。この場合、特許出願 A に係る特許権の存続期間の終期が属するのは、平成何年何月になるか求めて、算用数字で解答用紙に記入しなさい。

5 次の発言は、X 社の知的財産部の部員が、商標登録の要件と商標登録無効審判に関して、後輩部員に説明しているものである。問 28～問 30 に答えなさい。

「先に出願された の登録商標と同一又は類似の商標であって、その商標登録に係る指定商品等と同一又は類似の指定商品等について使用をする商標は、商標登録を受けることができません。それにもかかわらず商標登録された場合には、 から 2 カ月以内限り、登録異議の申立てをすることができます。また、商標登録無効審判を請求することができますが、 から 5 年を経過した後は、請求することができません。」

問 28

空欄 に入る最も適切な語句を、【語群 V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問 29

空欄 に入る最も適切な語句を、【語群 V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問 30

空欄 に入る最も適切な語句を、【語群 V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群 V】

商標登録出願の日 商標権の設定の登録の日 商標掲載公報の発行の日
商標登録出願の公開の日 自己 他人

【3級実技】

番号 正解

問1 ○

問2 ア

問3 ×

問4 ウ

問5 ○

問6 ウ

問7 ×

問8 ウ

問9 ○

問10 イ

問11 ×

問12 イ

問13 ア

問14 ア

問15 イ

問16 イ

問17 ア

問18 ウ

問19 ア

問20 イ

問21 ア

問22 ア

問23 イ

問24 イ

問25 ア

問26 ア

問27 (平成)44(年)2(月)

問28 他人

問29 商標掲載公報の発行の日

問30 商標権の設定の登録の日